



許可番号 13110123299

産業廃棄物収集運搬業許可証

複写厳禁

住所 福井県福井市二日市町第20号12番地

氏名 株式会社エコロジス 代表取締役 加藤 信孝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井市長 東村 新一



許可の年月日 令和 2年12月25日

許可の有効年月日 令和 7年12月 1日

1. 事業の範囲

積替保管の有無 **積替保管を含む**

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：面積

産業廃棄物の種類：保管上限：高さ(屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。)

①福井市宿布町11字ニガタ3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、13番、14番、15番
: 269.59㎡

燃え殻：183.33㎡ 汚泥：8.04㎡ 廃プラスチック類：8.04㎡ 紙くず：8.04㎡ 木くず：8.04㎡
繊維くず：8.04㎡ ゴムくず：8.04㎡ 金属くず：8.04㎡ 「ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」：178.74㎡
がれき類：8.04㎡ ばいじん：8.04㎡
(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(裏面へ続く)

②福井市二日市町20字堂之下12番、13番、14番、15番、16番、18番、19番、20番、28番1、29番1、29番3 : 498.6㎡

廃プラスチック類 : 93.1㎡ 紙くず : 62.1㎡ 木くず : 658.4㎡ 繊維くず : 49.7㎡
ゴムくず : 12.4㎡ 金属くず : 31.0㎡ 「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」 : 245.5㎡ がれき類 : 155.2㎡
(自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

複写厳禁

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成17年12月 2日 新規許可
- (2) 平成20年 2月15日 再交付 ・法人の名称および代表者の変更
- (3) 平成20年 7月 4日 変更許可
・取り扱う産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、ゴムくず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)および陶磁器くず」、がれき類、動植物性残さ (石綿含有産業廃棄物を含む。)を追加し、事業の範囲を「積替保管を含まない」から「積替保管を含む」に変更し、積替保管をする産業廃棄物の種類に燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)および陶磁器くず」、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)を追加
- (4) 平成21年 8月31日 変更許可・取り扱う産業廃棄物の種類にばいじんを追加
- (5) 平成21年12月 7日 再交付 ・代表者の変更
- (6) 平成22年12月 2日 更新許可
- (7) 平成24年 6月12日 再交付 ・代表者の変更
- (8) 平成28年 1月 7日 更新許可
- (9) 令和 2年10月 9日 再交付 ・積替保管場所の追加(二日市町)
- (10) 令和 2年12月25日 更新許可
- (11) 令和 3年 1月28日 再交付 ・積替保管場所の面積・容量の変更(二日市町)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無



様式第8号（第17条関係）

複写厳禁

一般廃棄物収集運搬業許可証

令和3年3月19日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和3年4月8日

福井市長 東村 新一



許可番号	第 129 号
氏名又は法人名	株式会社 エコロジス
代表者氏名 (法人の場合に限る。)	代表取締役 加藤 信孝
住 所	福井市二日市町20号12番地
取り扱う 一般廃棄物の種類	木くず
業の区分	収集・運搬
許可期間	令和3年4月25日 ~ 令和5年4月24日
営業の区域	福井市全域
条 件	別紙のとおり その他、再生利用する施設への運搬に限る

様式第19号の2 (第17条第2項関係)

許可第129号

一般廃棄物収集運搬車両証

令和3年3月31日

福井市長 東村 新一

車両証番号	第129-71号
車両番号	福井100か3858
許可事業者 住所・事業所名	福井市二日市町20-12 株式会社 エコロジス
取り扱う一般廃 棄物の種類	木くず
許可の期間	平成31年4月25日 ~ 令和3年4月24日
営業の区域	福井市

- 1 許可に係る一般廃棄物収集運搬業に従事している時は、必ず本車両証を携帯すること。
- 2 一般廃棄物収集運搬業許可証の条件で記載している処理施設以外には搬入しないこと。



様式第13号の2（第18条第2項関係）

複写厳禁

環対第2460号

令和3年3月31日

株式会社 エコロジス
代表取締役 加藤 信孝 様

福井市長 東村 新一



一般廃棄物処理業変更届受理書

令和3年3月19日付けで届出のあった、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定による一般廃棄物処理業に係る変更届を受理しました。

記

業の区分	一般廃棄物収集運搬業	
許可番号	第 129 号	
変更内容	変更前	福井100か4097（第129-71号）（廃止）
	変更後	福井100か3858（第129-71号）（入替）
	変更理由	車両の入替のため
	変更年月日	令和3年3月11日